

インターネット上での権利侵害における被害者救済とプロバイダの責任
— 日中比較を参考に —

The Redemption of Victims in Occasion of Infringements in The Internet, and the
Responsibility of Internet Service Providers - Comparison Between China and Japan

張 晶

ZHANG, Jing

インターネット上での権利侵害における 被害者救済とプロバイダの責任

—日中比較を参考に—

張 晶

はじめに

インターネットの普及によりインターネットの利用者が毎年増加している一方、権利侵害による紛争が多発している。

中国では、2000年12月28日、第九回全国人民代表大会常務委員会第十九回会議は「インターネットの安全を維持するための決定」を発表した。その後、最高人民法院も「インターネット上の著作権に関わる諸問題の解釈」、「インターネットによる人身権の侵害に適用する法律問題の規定」などの司法解釈を頒布した。これらによって、中国はインターネット上の著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害の問題を解決するため、動き始めた。2009年12月26日、全国人民代表大会常務委員会は侵權責任法を制定し、インターネット上で権利侵害があったときのインターネットサービス提供者（以下、条文の引用等の場合を除き「プロバイダ」と略する。）の責任について規定した。しかし、インターネット上でプライバシー侵害や名誉毀損がなされた時のプロバイダの責任に関して、侵權責任法第36条は被害者からプロバイダへの通知の方法等について明確に規定していないため、被害者が救済措置を求める場合、戸惑うことが多い。

本論文では、中国におけるインターネット上で個人のプライバシーや名誉を侵害する事例に関する判例を取り上げ、また、2009年に公布された「侵權責任法」を紹介して、被害者のプライバシーや名誉が侵害された時の侵權責任法第36条のプロバイダの免責条件に関する問題点と被害者の救済について検討する。その際、日本において、プロバイダが免責される場合について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及びプロバイダの対応について電気通信事業者団体が定めた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照する。

1. プロバイダの責任に関する中国の法規定

1.1 侵權責任法

中国の民法体系は、民法通則、統率物權法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法及び侵權責任法によって構成されている。侵權責任法は、民法通則の第6章民事責任の第1節一般規定、第3節權利侵害に対する民事責任、第4節民事責任を負う方法に関する規定を受けて、權利侵害があった

時の責任を具体的に定めた法律であり、2009年全国人民代表大会常務委員会により制定された¹。侵權責任法は、当事者の権利保護と救済を中心にして条文を作っているため、中国では救済法と位置づけられている。同法第36条は、インターネットサービス提供者の責任について次のように規定している。

「インターネット利用者及びインターネットサービス提供者は、インターネットを利用して他人の民事權益を侵害した場合、責任を負う。

インターネット利用者がインターネットを利用して他人の権利を侵害した場合、被害者はインターネットサービス提供者に通知し、当該情報を速やかに削除する、リンクを遮断する、キーワードをブロックする等の措置を求める権利がある。インターネットサービス提供者が通知を受けた後、直ちに必要な措置をとらなかった場合、当該提供者は損害が拡大した部分の責任を加害者と共に負う。

インターネットサービス提供者は、サイト内の利用者が他人の民事權益を侵害していることを知っているにもかかわらず、措置を取らなかった場合、利用者と共に連帯責任を負う。」

侵權責任法第36条は、インターネット上の著作権侵害、プライバシー侵害、名誉毀損などの問題が発生した場合のプロバイダの責任について規定しているが、本論文では名誉毀損について論じる。

1.2 名誉毀損

民法通則第101条²により、国民及び法人は名誉権を有し、侮辱、誹謗等により、他人の名誉を侵害する行為が禁じられている。

侮辱とは、侮辱的な言葉を使って、他人の人格を傷つけ、他人の能力の評価を低下させ、他人のイメージを悪くすることである。これは、他人に対する主観的な態度や見方の表現である。誹謗とは、事実を捏造することにより、他人の人格、名誉を毀損する行為である。³

1.3 名誉毀損があったときのプロバイダの責任

侵權責任法第36条により、被害者は、サイト内で侮辱、誹謗等された場合、書き込んだ者のみならず、プロバイダに対しても責任を追及することが可能である。

張新宝・任鴻雁によれば、プロバイダの責任について、中国では厳格責任説と過失責任説の二つに分かれている。⁴

厳格責任説は、プロバイダは、権利侵害の当事者ではないが、自分のサイト内に記載された内容が他人の権利を侵害した場合、その責任を負うべきとする説である。たとえプロバイダが多様

¹ 梁慧星「中国侵權責任法解説」北方法学第1期（2011年）5頁

² 民法通則第101条 国民及び法人は名誉権を有する。国民の人格権は法律によって保護され、侮辱、誹謗等の方法により、国民及び法人の名誉を侵害することを禁ずる。

³ 尚媛媛「论网络中侮辱与诽谤言论的不同管理程序」网络时代第4期（2008年）62頁

⁴ 張新宝・任鴻雁「互联网上的侵權責任『侵權責任法』第36条解説」中国人民大学学报第4期（2010年）19頁

な事情により、自ら管理するサイト内の書き込みを把握出来ない場合でも、その責任を負うこととなる。この説は、確かに国民の名誉を保護することが可能である一方、プロバイダに過剰な責任を負わせることとなるため、インターネットの発展を阻害する恐れもある。また、この責任認定も、ある程度表現の自由を阻害する。したがって、インターネット上における意見交換する場がなくなる可能性も考えられる⁵。

過失責任説は、プロバイダが、掲載された内容の中に他人の権利を侵害する情報があると通知を受けたとき、直ちに対処措置を取る場合は免責される一方、プロバイダが、通知を受けた後、あるいは自分のサイト内に他人の権利を侵害する情報があることを知りながら対処しなかった場合、責任を負うという説である⁶。

現在の中国の立法では、この過失責任説を採って、プロバイダの責任を判断している⁷。

筆者の考えでは、プロバイダが自分のサイト内に他人の権利を侵害する情報があることを知っているかどうか、免責されるかどうかにおいて極めて重要である。被害者も、自分の名誉を保護するため、プロバイダに正しく状況を通知する必要がある。しかし、その通知の方法、内容に関して侵權責任法第36条には規定していない。通知の方法、内容をめぐる問題については、(5.2)で検討する。

2. 中国におけるインターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害に関する判例

2.1 インターネット暴力事件

2008年3月18日、中国初のインターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害に関する訴訟が提起された。この判決⁸により、インターネット上のプライバシー権の定義が明確にされた。また、プロバイダの責任が初めて人々の視野に入り議論された。ここでは判決の内容を紹介し、その問題点を分析する。

2.1.1 事実の概要

Aは、生前「北飛的候鳥」というIDのブログ(Blog)を開いた。Aは自殺する2ヶ月前からこのブログの中で日記を書き始めた。日記には、X(Aの夫)が浮気していたことや、自分の婚姻が失敗であった等の情報を記載していた。また、日記にはXの氏名、仕事先等の個人情報も含まれていた。Aは、自殺する前にブログのパスワードを友人Y1に渡し、12時間後にこのブログを開いてくださいと言い残した。Aが自殺した後、友人Y1はこのブログのパスワードをAの姉に渡した。

⁵ 張新宝ほか・前掲注(4)19頁

⁶ 張新宝ほか・前掲注(4)19頁

⁷ 張新宝ほか・前掲注(4)19頁

⁸ 北京朝陽区人民法院2008年12月18日判決 中国法院網 <http://www.chinacourt.org/article/detail/2008/12/id/337282.shtml> (アクセス 2015年12月20日)

Y1は、Aが自殺した理由をAの姉から聞かされ、「北飛的候鳥」(Y1が新設した個人サイト)にAが自殺した理由を公開した。Y1とAの親戚がこのサイトで文章を発表した。発表された「心上的月」と「哀莫大于心死」の中にはXの個人情報が記載されている。また、発表された文章「静静的」の中にも、Xに対する侮辱の言葉が含まれている。

その後、Y1が複数のサイト内にこのサイトのリンクを張った。天涯ネット(電子掲示板)は、この事件に関するスレッドを立ち上げて、利用者たちがAの自殺動機とXの浮気情報に関して、激しく議論した。また、大旗ネット(ネットニュースを掲載しているサイト)は、Y1の文章を再編集する一方、複数のサイトから事件に関わる情報を収集し、一つの話題として取り上げた。

ネット利用者は、Xの浮気がAの自殺の動機と考えた。話題が長期的に議論されたことにより、Xの個人情報がネットに流出した。その結果、Xを侮辱する言葉がネット上に大量に書き込まれて、XとXの両親の住所も割り出されて、自宅のドアの周りに落書きをされた。

Xは、Y1、天涯ネットの運営会社(Y2)及び大旗ネットの運営会社(Y3)に対して、名誉の回復と損害賠償請求を行った。

2.1.2 判決(1) 北飛的候鳥張樂奕に関する判決(Y1の責任についての判決)⁹

- ①「中華人民共和國民法通則」第101条¹⁰、第134条第一款第(一)項及び第(七)項¹¹により、Y1は登載されている「哀莫大于心死」、「静静的」、「心上的月光」及びAと浮気相手の写真を7日以内に削除すること。
- ② Y1は、Xに対する謝罪の文章を自分が新設したサイト上に載せること。
- ③ Y1は、Xに対して5000元を賠償すること。

判決理由

Y1がXの氏名、住所、勤務先及び浮気情報をサイトに披露した行為は、Xのプライバシー権及び名誉権を侵害している。プライバシーは、通常、特定の人の利益あるいはその人の人身のみに関係するものであって、他人に知られたくない個人の生活、個人情報、個人のプライベートの空間あるいは個人生活の安寧のことを指す。プライバシー権とは、私人が持っている個人の秘密と個人の私生活の支配権と排他権である。披露、宣伝等の方法で他人のプライバシー情報または私生活を公

⁹ 北京朝陽区人民法院2008年12月18日判決 中国法院网 <http://www.chinacourt.org/article/detail/2008/12/id/337282.shtml> (アクセス 2015年12月20日)

¹⁰ 民法通則101条は前掲注(2)

¹¹ 民法通則第134条第一款 民事責任をとる方法は、(一)侵害を停止する、(二)妨害を排除する、(三)危険を消除する、(四)財産の返還、(五)原状の回復、(六)修理、交換、作り直し、(七)損害賠償、(八)違約金を支払う、(九)影響を削除、名誉の回復、(十)謝ること。以上は民事責任をとる方法である。単独使用あるいは複合使用も可能である。

人民法院が審理する民事裁判は、上記の規定を適用する外、説教、悔い改めることを命じ、違法活動の財産及びその所得を没収した上、法律規定により、罰金と留置の措置を下す。

1986年全国人民代表大会第四回会議通過、1987年1月1日施行、2009年8月27日改正。

表する行為は、プライバシー権の侵害となる。

人の個人感情生活、婚外の男女関係問題はプライバシーの一部である。通常、生活の中で、この情報は特定範囲内の少人数しか知ることができない。一般的に考えると、婚外の男女関係は当事者が不特定多数の人に知られたくない情報である。本件でY1はAの大学時代からの友人であり、Aの日記を通じてXが浮気をしている事実を知った。Aが自殺した後、Y1は上記の事実を公開し、多数のサイトにリンクを張った。Y1の拡散行為により、不特定多数の人が上記の情報を知ることになり、Xのプライバシー権を侵害した。

また、社会生活の中で、社会活動を円滑に行うため、自ら自分の氏名、勤務先、住所などを提供する場合もある。また、それらの情報を一定の方法を利用して入手することも可能である。プライバシー権の侵害については、情報を入手した方法、情報を披露した方法、範囲、目的、結果等の要素を総合的に考慮し、判断すべきである。

本件において、Y1はXの浮気行為について、否定、批判的態度をとっている。Y1は、サイトでXの個人情報を披露する前に、この行為により不特定多数の人に知られることとその後の結果を予測できるはずである。実際に、Y1の行為により、Xの個人情報がネット利用者に知られることになった。Y1はXのプライバシー権を侵害した。

名誉とは、社会が特定者の道徳、才能及び他の素質に対して行う客観的、総合的な評価である。名誉権は、本人自身の属性と価値により獲得した社会評価と自己評価を保持する人格権である。

Y1の行為により、ネットの利用者はインターネットを通じて、Xの情報を検索し始めた。ネット利用者の行為は長期的にXの現実生活に影響を及ぼした。Xとその家族は長い間侮辱を受けた。Y1の行為は、Xの社会的評価を低下させた。よって、Y1はXの名誉を毀損した。

2.1.3 判決（2）天涯ネット電子掲示板に関する判決¹²

天涯ネットの中には、「初めまして。私はAさんの姉」という書き込みがあった。Xは、天涯ネットの運営会社（Y2）に対して「初めまして。私はAさんの姉」に関する全ての書き込みを削除すること、また名誉の回復と損害賠償請求をした。Xの主張に対して、Y2は、「初めまして。私はAさんの姉」という書き込み及びこれに関するXを侮辱する書き込みについて、すでに「インターネットサービス管理方法」（2000年9月25日中華人民共和国国务院令第292号）及び「インターネット電子公告サービス管理規定」（2000年10月8日中華人民共和国情報産業部令第3号）に従い削除義務を果たしたと主張した。また、Y2は、インターネット利用者の書き込みによりXの権利を侵害した責任は書き込んだ者が負うべきと主張した。

判決

¹² 北京朝陽区人民法院2008年12月18日判決 中国法院網 <http://www.chinacourt.org/article/detail/2008/12/id/337281.shtml>（アクセス2015年12月23日）

Xの請求を棄却した。

Xは、2008年1月10日に、Y2に対して、書き込みの削除を求めたと主張したが、関連する証拠を提出していないため、Xのこの主張を認めない。Y2は、2008年3月15日「初めまして、私はAさんの姉」を削除した記録を提出し、Xもこの削除が事実であることを認めた。天涯ネットは2000万人以上の利用者数を持っている掲示板であり、法令に沿って、掲示板上的書き込みを監視、削除している。Y2は、掲示板におけるXに対する数多くの書き込みの中で侮辱の言葉を削除した記録も提出した。よって、Y2はネット管理者の責任を果たしていたため、Y2は責任を負わない。Y2は、Xのプライバシー権及び名誉権を侵害していない。

2.1.4 判決（3）大旗ネット（ネットニュースを掲載するサイト）に関する判決¹³

Aが自殺した事件がネット利用者に注目された後、Y3は「24階から跳び下りた女性の最後の日記」というタイトルをつけたウェブページを作って大旗ネットに掲載した。ウェブページの中には、Aが自殺した経緯、関連情報のリンク、Aの家族、弁護士に対する取材内容、心理学者の意見、Xと第三者がローマに行ったときの写真等が含まれている。

判決

- ①「中華人民共和国民法通則」第101条、第134条第1款第（一）項及び第（七）項により、大旗ネットの運営会社（Y3）は「24階から跳び下りた女性の最後の日記」というタイトルをつけたウェブページを削除すること。
- ②Y3は、Xに対して謝罪の文章を載せること（内容は裁判所で定める）。
- ③Y3は、Xに対して3000元を賠償すること。

判決理由

Y3は、話題になったことについて報道する権利を持っているとはいえ、Xのプライバシーを公開する権利は持っていない。Y3がウェブページに記載した内容は真実であるため、誹謗には当たらない。しかし、記載された内容にはXのプライバシーも含まれている、よってXのプライバシー権が侵害されている。Y3は、Xのプライバシーに関わる文章を削除し、Xに対して謝罪の文章を載せなければならない。

また、損害賠償責任に関しては、次のような事情を考慮して金額を定めた。①Y3がウェブページを開く前に、事件はすでに話題となり、ネット利用者に知られていた。Y3の行為は事件の影響範囲をさらに拡散しただけである。よって、Xのプライバシー権侵害とY3の行為の間には因果関係が存在していたが、唯一の関係ではない。②Xの浮気は事実である。③Y3は、Xの個人情報以外に、ネット利用者がインターネットを利用して、Xの情報を検索している事実も披露した。④ウエ

¹³ 北京朝陽区人民法院2008年12月18日判決 中国法院网 <http://www.chinacourt.org/article/detail/2008/12/id/337278.shtml>（アクセス2015年12月21日）

ページの中には、Aの家族の意見だけではなく、法律分野、心理学分野の専門家の意見も含まれている。単純にXの行為を批判している訳ではない。

2.2 プロバイダの運営方式とその責任

中国の学者胡凌は、インターネット暴力事件の判決によれば、プロバイダの運営方式によって、その責任も異なると分析している¹⁴。

すなわち、第一に、個人がウェブサイト进行管理する場合、そのウェブサイトの中で他人の権利を侵害する書き込みがあるとき、その書き込み者が管理者であるかあるいは他人であるかにかかわらず、そのウェブサイトの管理者は直ちに対象内容を削除しない限り、その不作為によって、書き込み者とともに、責任を負う。侵権責任法第36条は、プロバイダが被害者の権利が侵害されていることを知っていたにもかかわらず情報が拡散しないように措置を取らなかった場合、加害者と連帯して責任を負うと規定する。しかし、個人がウェブサイト进行管理の場合に、サイト上の書き込み、利用者の数が他のプロバイダと比べてそれほど多くなく、ウェブサイトの管理がさほど難しくなく、管理者が他人の権利を侵害する書き込みを見落とす可能性が低い。よって、管理者は、他人の権利を侵害する書き込みを直ちに削除しない限り、加害者と連帯責任を負う。

第二に、ウェブサイトの管理者が大手会社で、多くの種類の電子掲示板を運営している場合、被害者からの有効な通知が一番大事な判断条件となる。天涯ネット電子掲示板を運営しているプロバイダは、当時2000万人近い利用者数を持っていた。この膨大な利用者の中では、管理者の自主的な監視を期待するのが難しい。よって、被害者の有効な通知が一番重要な部分となる。有効な通知と認められるためには、電子掲示板の管理者に自分の権利が侵害されている状況を正しく連絡するため、書き込みの内容がどの権利を侵害しているか、その理由と証拠、書き込みのURL及び被害者の有効な連絡先の情報を全て記入する必要がある。この条件を満たさない場合、管理者の判断に支障が出る。一方、有効な通知と認定されたときは、管理者が「インターネットサービス管理方法」及び「インターネット電子公告サービス管理規定」に従い削除義務を果たす必要がある。

第三に、ニュースサイトを管理している大旗ネットについて、その責任判断は二つの情況に分けられる。ただ他人の投稿を掲載しているのみのプロバイダは、その投稿の内容に関して、監督義務を負わない。このため、被害者の有効な通知がない場合、プロバイダは責任を負わない。一方、本事件のように、プロバイダが単に他人の投稿を掲載するだけでなく、情報を様々なウェブサイトから収集し、さらにその情報を編集する場合、その文書の中に他人の権利を侵害する書き込みがあるときは、プロバイダも責任を負う。

¹⁴ 胡凌「评人肉搜索第一案的三个初审判决」法律适用第7期（2009年）65頁

2.3 考察

インターネット上のサービスのプロバイダの運営方式は多種多様である。すなわち、利用者数が僅か数百人の掲示板を監視する場合と、数百万、数千万人が利用している電子掲示板を監視する場合とでは大きく異なる。したがって、プロバイダの運営方式によって、上記のような責任が生じる場合を区別するのは妥当であると筆者は考える。

また、天涯ネット電子掲示板事件のように、プロバイダが自分のサイト内に他人を誹謗中傷する書き込みがあることを知り、直ちに削除した場合、プロバイダが免責される。よって、被害者は、自分の権利を保護するためには、有効な通知方法によりプロバイダに通知することが必要である。

3. 権利侵害があったときのプロバイダの対応

中国では、インターネット上で権利侵害があったときのプロバイダの対応について、事業者のガイドラインが制定されていない¹⁵。したがって、インターネットサービスにおいて権利侵害があったとき、プロバイダがどのような基準ないし方法でその情報を削除するかどうかを判断するのかについては、主に各事業者の自主判断となる。ここでは、多くのインターネット利用者が利用するコミュニティサイトで、かつ大きな影響力を持つweibo（微博）の管理規定¹⁶と天涯電子掲示板管理規定¹⁷を例にして説明する。

3.1 Weibo 管理規定

Weiboは、Twitterとよく似ている情報ネットワークである。文字や写真などによって構成されたメッセージを发表或し、興味のあるテーマに関する最新情報をみんなで共有できるサービスである。Weiboの経営者は、利用者の権利を守るため、「新浪微博社区管理规定」と管理委員会を作り上げた¹⁸。

管理規定上には、苦情申し出の内容に関する規定はない。苦情申し出は、被害者が権利侵害の書き込みを選択した状態で権利侵害を通報することができる仕組みになっており、申し出人及び権利が侵害された書き込みのURLは、システムに自動認定される。申し出人が侵害された権利とその理由を書き込めば、通報が受理される。

また、書き込みが他人の権利を侵害する場合の対処については、管理委員会の判断によって決められることとされている。管理委員会の規定により、委員会の委員は、20,000名から60,000名までの一般委員と2000名の専門家により構成される（第7条）。一般委員の申請条件は、①Weiboのレベル7¹⁹を達成すること、②18歳以上であること、③最近の30日以内に15日以上Weiboを使用している

¹⁵ 日本では、プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインが制定されている。

¹⁶ 新浪微博社区管理规定 <http://service.account.weibo.com/roles/guiding>（アクセス2016年2月28日）

¹⁷ 天涯社区用户投诉管理规定 <http://service.tianya.cn/guize/tslgld.do>（アクセス2016年12月9日）

¹⁸ 新浪微博社区委员会制度 <http://service.account.weibo.com/roles/zhidu>（アクセス2016年11月27日）

¹⁹ 利用者は毎日weiboを利用することにより、ポイントを貯めて、レベルを上げる。

こと（第8条）、である。一般委員の仕事の内容は、①文書作品の盗用の審査、②広告メールを送信したことにより、クレジットの点数が減点されたことに対する不服申立ての審査も含まれる（第9条）。

Weibo利用者の通報を受け、登録された一般委員の中から、システムにより、21名を選び出す。この21名の委員が通報の内容を判定する。判定する情報の内容について3時間ごとに一回投票する。削除に賛成又は反対の票数が11票に満たないとき、あるいは削除に賛成と反対の票数が一致したときは、今回の投票を破棄して、3時間後にもう一回投票する。片方が11票を獲得した場合、判定が成立する。24時間以内に判定が成立しなかった場合、通報した情報は管理規定に違反していないと認定する。

委員会の専門家²⁰は、主に通報された情報の真実性を判断する。登録された専門家の中から、システムにより9名を選び出す。専門家は3時間ごとに一回投票する。削除に賛成又は反対の票数が5票に満たないとき、あるいは削除に賛成と反対の票数が一致したとき、結果を破棄して、3時間後もう一回投票する。片方が5票以上獲得した場合、判定が成立する。24時間以内に判定が成立しなかった場合、通報した情報は規定に違反していないと認定する。ただし、判定委員が当事者と関係がある場合、審査者の中から外される。

審査結果が通知された後、それにより不利益を被る者は、24時間以内に二次審査を申し出ることができる。二次審査の受理範囲は、虚偽情報、発表内容の盗用、他人への成り済まし対象である。

二次審査を受理した後、委員会の専門家は、通報された情報の内容がWeiboの規定²¹に違反して

²⁰ 委員会の一般委員が審査に参加し、正しく判断すると経験値が与えられる。毎月の上位2000名が専門家となる。

²¹ 管理規定の中では、有害情報、人身攻撃、プライバシー情報の漏えい、虚偽情報の四つの方面から規定している。

1、有害情報

有害情報について以下の3点から規定している。

「1、国家の法律規定により、国会及び社会の安全を害する情報、

2、最低限の社会道徳や社会で守るべきルールを破る

3、その他

①流血シーンでかつ生理的不快を引き起こす内容

②自傷するという内容」

2、人身攻撃

人身攻撃は、侮辱、誹謗、肖像の改ざんが含まれる。（侮辱とは、侮辱の言葉により他人に害をもたらすことをいう。誹謗とは、他人の名誉を傷つけるような情報を作成することをいう。ただし、誤解によるものには適用しない。肖像の改ざんとは、他人の肖像を勝手に改ざんすることをいう。）

3、プライバシー情報の漏えい

プライバシー情報は、個人を認識できる情報とその他の情報に分けられる。個人を識別できる情報とは、他人の氏名、身分証明証の番号、電話番号、家庭住所をいう。ただし、すでに公開された情報は除く。

その他の情報とは、他人に知られたいくない情報であって、社会に害を及ぼさないような性質のものをいう。例えば、遺伝子情報、病歴、健康診査の資料、生理及び心理的な欠陥、犯罪記録、財産情報、クレジットカード、アカウントのパスワード、IPアドレスなどである。他人が合法的なルートで入手できる情報、または公共の利益に関する情報は除く。

いるかどうかを判断する。Weiboの管理者が、当事者に対して二次審査を行う旨の通知のメールを送る。通知メールが届いてから12時間は双方の弁論時間となる。弁論時間が過ぎてから24時間以内に、専門家が投票を行う。9名の専門家が投票し、一方の票数が5票を超える場合、判定が成立し、結果を当事者に通知する。²²

Weibo利用者が30日以内に5回以上規定違反の内容を掲載したと認定された場合、当該利用者に48時間以内の発言を禁ずる。30日以内に10回以上の規定違反がある場合、96時間以内の発言を禁ずる。

また、Weibo利用者の発言が規定違反と委員会に認定されると、Weibo利用者のクレジットスコアが減点される。その点数は、規定違反の重大性によって2点から5点まで分けている。Weibo利用者が100点満点の中で40点以上失うと、次回規定違反が通報された時の委員会の参考資料の一部としてみられる。また点数が0となった場合、管理者がWeibo利用者のアカウントを凍結する。

3.2 天涯電子掲示板管理規定²³

天涯電子掲示板の運営者は、利用者の権利を保護するため、苦情処理専用の電子掲示板（以下「苦情専用掲示板」という。）を設置している。利用者の正当な権利が他の利用者または管理人に侵害されたとき、当事者同士の話し合いで解決しない場合のみ苦情専用掲示板で苦情を申し出ることが可能である。この苦情専用掲示板では、誹謗中傷、個人情報の漏洩、重大な人身攻撃、営利目的の利用及びその他の違法情報の削除を申し出ることができる。利用者による削除の申し出のうち、消費、商業行為、著作権等の法律紛争及び証明材料の提出が必要とされる場合、苦情専用掲示板での受付の対象外となる。

また、苦情を申し出るときの方法と注意事項については、掲示板管理規定第12条から第16条までに規定している。

苦情申し出は、以下の八つの事項を記入する必要がある（第12条）。①苦情申し出人の氏名、②住所、③苦情申し出の理由、④根拠（天涯掲示板管理規定を引用し、具体的な違反内容を示す）、⑤事件の概要、⑥当事者同士が話し合った結果（管理人の処理結果のURL、メッセージ等話し合いの結果が載っているものの提示）、⑦関連するURLと証拠、⑧天涯掲示板管理規程を閲読しているかどうか、その規定を守る意識があるかどうかである。また、苦情申し出人は被害者本人である必要がある。第三者による苦情申し出は受理しない。ただし、法律違反及び掲示板の安全性を害する言論に関する苦情申し出は、この限りでない（第13条）。受理される期間に関しては、各フォーラムの管理者に対する苦情申し出は、事件発生後1ヶ月以内に提出する必要がある。期間を過ぎて

²² その結果について不服がある場合、必要な書類を準備しWeibo会社本部宛に手紙を送る。会社本部が、その資料をもとにどう処理すべきかを判断する。

新浪微博社区管理中心<http://service.account.weibo.com/roles/complaint>（アクセス2016年12月10日）

²³ 天涯電子掲示板管理規定<http://service.tianya.cn/guize/tsgldg.do?classtype=16>（アクセス2017年1月9日）

いる場合は受理されない (第16条)。

以上の方法で申し出していない苦情については受理しない。

また、苦情の審査員²⁴と各フォーラムの管理者²⁵の位置づけに関して次のように規定している。電子掲示板の利用者が各フォーラムの管理者の判定に関して不服がある場合、苦情専用掲示板で苦情を申し出る。この申し出を受理する審査員は、各フォーラムの管理者に対して調査の協力を要求することができる (第19条)。各フォーラムの管理者が協力しない場合、審査員は、審査委員会に報告し、審査委員会が最終的にフォーラム管理者に対する処罰を決定する (第25条)。

各フォーラムの管理者の判定に関する苦情申し出の処理期間は、苦情申し出があった日から20日以内とする。延長する場合、審査委員会の許可を得る必要があり、延長期間は10日以内とする (第18条)。

3.3 Weiboの管理規定と天涯電子掲示板管理規定の比較

ここでは、Weiboの管理規定と天涯電子掲示板管理規定に違反する情報の削除手続について比較する。²⁶

侵権責任法第36条によれば、インターネットサービス提供者が被害者の権利が侵害されていることを知っているかどうか責任を判断する重要な要件となっている。よって、インターネットサービス提供者の自主的な監視と被害者の連絡方法が、責任を負うかどうかの判断の中心となる。Weiboと天涯電子掲示板のような8000万人以上の利用者数を持っているインターネットサービス提供者は、自主的な監視で全ての書き込みを監視することは不可能である。よって、前記インターネット暴力事件天涯ネットの判決では、インターネットサービス提供者が通知を受け、その内容が他人の権利を侵害する場合、直ちに削除すれば責任は負わないと裁判所が判断している。上記の判例と侵権責任法第36条からみると、被害者がインターネットサービス提供者に苦情を申し出るときの内容が重要な要件となる。

苦情申し出の内容に関して、Weiboでは、被害者は権利侵害の書き込みを選択した状態で権利侵害の通報することができる仕組みになっており、申し出人及び権利が侵害された書き込みのURLがシステムに自動認定されている。申し出人は、侵害された権利とその理由を書き込めば通報が受理される。しかし、天涯電子掲示板では前記 (3.2) のとおり、八項目を全て記入する必要がある。

²⁴ 天涯客服審査員規定 <http://service.tianya.cn/guize/tscj.do?classtype=17>

(審査員は、規定第3条に基づき、申請者を秘書処において審査し、任命する。審査委員会は、5名から13名の審査員によって構成される。) (アクセス2017年1月9日)

²⁵ 天涯客服管理者規定 <http://service.tianya.cn/guize/bzguangliguiding.do?classtype=19>

(各フォーラムの管理者は、管理者申請規定第2章中の条件を満足した者のうちから、天涯掲示板の管理人が審査、任命する。)

天涯客服委員会規定 <http://service.tianya.cn/guize/tscj.do?classtype=17> (アクセス2017年1月9日)

²⁶ なお、削除する情報内容についての規定の妥当性については、本論文では触れず、今後の課題とする。

両者を比較すると、天涯電子掲示板の方が必要とされる手順が多い。しかし、天涯電子掲示板にはこのような厳密な規定があるから、管理者が権利侵害を迅速に判断することができたと思われる判決もある。例えば、北京王海VS天涯侵犯名誉權事件²⁷では、天涯電子掲示板の管理者は通報された情報が被害者の権利を侵害していることを直ちに判断し、通知を受けた当日に対象キーワードをブロックし、関係文章を削除した。上記の対処により、責任を負わないと裁判所が判断した。

4. 日本におけるプロバイダの責任に関する立法

4.1 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の制定

プロバイダ責任制限法制定の必要性について、総務省担当課による同法の解説書では次のように述べている。

インターネットにおける情報流通手段は、その他の電気通信メディアと違い、他人の権利を侵害する情報による被害の拡大が深刻化している。情報発信に対する経済的、物理的、心理的制約が少なく、誰しもが反復継続して情報の発信を行うことが容易であるため、他人の権利を侵害する情報の送信に対するハードルが低く、加害行為が行われやすい。また、ひとたび特定電気通信²⁸によって他人の権利を侵害する情報の送信が行われた場合、法益の侵害が即時かつ際限なく拡大し、被害が甚大になってしまいやすい。そして、他人の権利を侵害する情報の発信が匿名で行われると、当該情報の発信の場合は被害を受けた者が民事的に被害を回復することが難しい。上記の特徴により、国民が安心して特定電気通信を活用できなくなる可能性がある。よって、インターネット社会が健全に発展できるようにするため、迅速かつ適切な対策を講ずる必要性が高まっていた²⁹。総務省で

²⁷ 北京王海VS天涯侵犯名誉權案についての判決の概要は、次のとおりである。

2008年8月14日、王海は自分の名誉を毀損する文書が天涯電子掲示板に掲載されていることを天涯電子掲示板の管理者に通知した。管理者が通知を受けた当日、直に対象文書「爆料：打假第一人王海如此貪名圖利！」を削除した。2009年9月、王海は天涯電子掲示板が掲載した文書「爆料：打假第一人王海如此貪名圖利！」が自分の名誉を毀損していると主張して、天涯電子掲示板に対し訴訟を提起した。同年9月23日、京華時報は、天涯電子掲示板が2005年11月29日の文章「王海敲詐各大品牌、这回轮到威露士」を掲載していることを報道した。天涯電子掲示板は、9月23日の朝9時当該文書を削除した。その後、王海は裁判所に対して、天涯電子掲示板が掲載している二つの文章が自分の名誉を毀損していると主張した。この主張に対して、裁判所は、プロバイダが通知を受けた後直ちに措置を取らなかった場合、責任を負う。しかし、この事件において、天涯電子掲示板は、通知を受けた後直ちに文書「爆料：打假第一人王海如此貪名圖利！」を削除した。また、京華時報が報道した後、天涯電子掲示板は、通知を受けていなくとも、文書「王海敲詐各大品牌、这回轮到威露士」を削除した。このように、管理者は十分な注意義務を果たしたため、責任はないと判断した。北京朝陽区人民法院2010年7月26日判決 中国法院网<http://www.chinacourt.org/article/detail/2010/07/id/419966.shtml> (アクセス2016年12月10日)

²⁸ 特定電気通信とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。（プロバイダ責任制限法第2条第1号）

²⁹ 総務省総合通信基盤局消費者行政課「改訂増補版 プロバイダ責任制限法」（第一法規2014年）3頁

は平成8年から平成12年まで研究会を開き、サービス・プロバイダ等による他人の権利利益を侵害するとされる情報に対する措置に係る責任の明確化及びサービス・プロバイダ等の保有する発信者情報を、被害を受けたと主張する者に対して開示するための制度について法制度整備を図る必要があると提言した³⁰。平成13年に、プロバイダ責任制限法が制定された。

4.2 プロバイダ責任制限法のプロバイダの免責に関する規定

プロバイダ責任制限法第3条は、特定電気通信役務提供者³¹（以下「プロバイダ」という。）の損害賠償責任の制限を規定している。

第3条第1項は、プロバイダが特定電気通信による情報の流通により、他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、あるいは特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、その情報の流通により他人の権利が侵害されていることを知ることができたことと認めるに足りる相当の理由があるときでなければ、責任を負わないと規定する。

同法の解説書では、この規程について次のように説明している。

ここで、「知ることができたことと認めるに足りる相当の理由」とは、通常の注意を払っていれば知ることができたことと客観的に考えられる事象である。どのような場合に「相当の理由」があるとされるのかは、最終的には司法判断に委ねられることであるが、例えば、プロバイダが次のような情報が流通しているという事実を認識していた場合は、相当の理由があるものとされよう。

- (1) 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報（住所、電話番号等）
- (2) 公共の利害に関する事実でないこと又は公益目的でないことが明らかであるような誹謗中傷を内容とする情報

逆に、以下のような場合には、「相当の理由」があるときには該当せず、関係役務提供者は責任を負わないものと考えられる。

- (3) 他人を誹謗中傷する情報が流通しているが、関係役務提供者に与えられた情報だけでは当該情報の流通に違法性があるのかどうか分からず、権利侵害に該当するか否かについて、十分な調査が要する場合
- (4) 流通している情報が自己の著作物であると連絡があったが、当該主張について何の根拠も提示されないような場合
- (5) 電子掲示板等での議論の際に誹謗中傷等の発言がされたが、その後も当該発言の是非等を

³⁰ 総務省総合通信基盤局消費者行政課・前掲注（29）7頁

³¹ 特定電気通信役務提供者とは、営利事業を目的としたプロバイダ等を指すのみならず、企業、大学、地方公共団体や、電子掲示板を管理する個人等のウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者も含まれている。

含めて引き続き議論が行われているような場合。³²

4.3 日本のプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン³³

このガイドラインは、送信防止措置を講じるための手続に関して次のように規定し、各プロバイダがこのガイドラインに沿って被害者の申立てについて判断している。

プロバイダ等は、送信防止措置の申立てを受ける場合、自己の会員・契約者以外の者から受ける場合が多いと考えられる。したがって、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置の申立て又は発信者情報の開示に関する請求を受けることがあることを想定して、苦情・相談窓口を設置し、自己の契約者以外の者からの申立てに対しても迅速に対応できる態勢を整えることが望ましい。

プロバイダ責任制限法第3条第2項第2号による発信者への照会手続を開始するためには、次の条件を全て満たす形式で侵害情報の送信防止措置の申立てを受け付ける必要がある。

- ①送信防止措置を要請する者が特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者であること
- ②特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする情報であること
- ③侵害されたとする権利が特定されていること
- ④権利が侵害されたとする理由が述べられていること
- ⑤送信防止措置を希望することの意思表示があること³⁴

プロバイダ等が上記の侵害情報等を書面により申立者から受け付けることは、プロバイダ等が自主的送信防止措置の要否を判断する場面でも有益と考えられる。

なお、申立者との関係では、上記の5つの項目が全て充足されなくとも損害賠償責任を免れない場合があることに注意が必要である。例えば、①の条件が充足されておらず、第三者（法務省人権擁護機関を含む）からの申し立てであったり、⑤の条件が充足されておらず、送信防止措置を希望するかどうか明らかでない場合であったとしても、当該警告（筆者注・他人からの警告）によって発信された情報が特定され、それが名誉毀損やプライバシー侵害など不法行為の要件を満たすときなど、プロバイダ責任制限法第3条第1項第2号に定める「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」に該当する場合もある³⁵。

³² 総務省総合通信基盤局消費者行政課・前掲注（29）32頁

³³ 事業者団体等を構成員とする協議会（プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）がインターネット上の秩序を維持するためプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを制定した。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000333107.pdf#search=%27 プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（アクセス2016年12月10日）

³⁴ プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン・前掲注（33）34頁

³⁵ プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン・前掲注（33）34頁～35頁

5. プロバイダの責任と被害者の通知の検討一日中比較を通じて

これまで見てきたように、インターネット上の誹謗、中傷は大きな社会問題になりつつある。国民のプライバシーと名誉を保護し、安心してインターネットを利用できるようにするため、プロバイダがインターネットの秩序維持に果たす役割への期待が大きい一方、まだ発展途上であるため、課題も存在している。以下では、プロバイダの免責と被害者の通知手続に関する問題について検討する。

5.1 権利侵害された者の通知が有効とされる要件

中国では、権利侵害された者からプロバイダへの通知に記載すべき内容は、プロバイダが責任を負うかどうかを判断するための大事な要件である。しかし、侵權責任法第36条の条文では、通知の条件に関して詳しく記載していないため、被害者側の通知内容の不足により削除が認められなかった例がある。北京百度インターネット科学技術会社VS殷某名誉侵害事件³⁶では、被害者は自分の権利が侵害されているため、各サイトの対象情報を直ちに削除することを求める声明文を当地の新聞に登載した。よって、被害者としては自分が百度会社に通知したと主張した。しかし、裁判所は、声明文に被害者の氏名を掲載していないため、声明文は有効な通知として認めなかった。

このような問題を解決するため、最高人民法院は、2014年10月10日「インターネットによる人身権益の紛争の解決方法に関する規定」を制定した。「インターネットによる人身権益の紛争の解決方法に関する規定」の第5条によれば、権利が侵害された者は、書面形式あるいはインターネットサービス提供者が規定した方法により、インターネットサービス提供者に対して通知を送る必要がある。権利が侵害された者が送る通知は、以下の3つの条件を満たす必要がある。①通知人の氏名および連絡方法、②権利を侵害する情報の出処を示すこと、③対象文章を削除する理由を記入すること。

確かに、最高人民法院が頒布した規定“（民法通則、侵權責任法等の解釈を定めたもの）”は法的拘束力を持っている。しかし、この“解釈”は通知の項目について規定しているものの、通知する具体的な方法は電話、メールあるいはプロバイダが決めた通知方法に限るのか、通知人の氏名はインターネット上のニックネームか、あるいは身分証明書にある名前か等細かい部分について説明していない。

実際、プロバイダが正しく通知の条件を理解せず、対処措置が遅れた事例もある。名誉権北京百度インターネット技術有限公司vs劉科良インターネット侵權責任事件³⁷では、掲示板の管理者は、

³⁶ 上海市第二中级人民法院2011年5月5日判決 中国法院网 http://www.pkulaw.cn/case/payz_1970324837962294.html?match=Exact (アクセス2017年8月15日)

³⁷ 江西省平江市中级人民法院2016年3月29日判決 中国法院网 <http://wenshu.court.gov.cn/content/content?DocID=27447619-ef59-4b1c-87a0-522d139564be&KeyWord=> (アクセス 2017年1月20日)

通知の中には被害者の身分を証明できるものが存在していないため、この通知は無効であると主張した。しかし、被害者は通知をEMSで送り、封筒には被害者と弁護士の名前と電話番号を書いている。また、掲示板の登録には実名登録を必要としていないにもかかわらず、通知には身分証明証を必要とするのは、被害者にとって不公平である。裁判所は、上記の理由により、管理者の不適切な判断により、被害者の損害が拡大したため、責任を負うべきとした。

一方、日本では通知の内容について、ガイドラインを定めているが、法的に通知と認めるための要件ではない。また、前述（4.3）のとおり、申立人が提出した資料がガイドラインの定める条件を満たさないことをもって、プロバイダが送信防止措置を取らなかった場合に免責されるわけではない。

5.2 被害者からの通知の内容、方法についてのプロバイダの定め

日本のプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインには、被害者からの申立てがあったときのプロバイダの対応方法について詳しく規定している。各プロバイダも、このガイドラインをベースにして管理者規定を制定している。前述（4.3）のとおり、権利を侵害された者の通知に記載すべき事項についてガイドラインで規定している。

他方、中国の最高人民法院の「インターネットによる人身権益の紛争の解決方法に関する規定」の第5条により、被害者の通知の内容について定めている。しかし、前述（5.1）のとおり、この規定には細かい部分について定めておらず、またプロバイダの対応について定めていないため、中国の各プロバイダは独自の判断で管理規定を定めている。このため、名誉権北京百度インターネット技術有限会社vs劉科良インターネット侵權責任事件のような紛争が発生している。

一方、天涯電子掲示板管理規定では、前述のとおり、被害者の通知に含むべき内容を八項目定めている。このうち、④によれば、被害者が自分の権利が侵害された情報を削除すると申し出るとき、書き込まれた情報が管理規定のどの規定に違反しているかを指摘しなければならない。正しく指摘できない場合は根拠が不足していることを理由としてその苦情要請を受理しない。確かに、このような厳密な規定により、北京王海VS天涯侵犯名誉権事件の中で、天涯電子掲示板の管理者は正しく対応できて、責任を問われなかった。一方、この厳しい規定により、利用者が規定をよく理解できず、苦情を申し出るとき戸惑う人が非常に多い。筆者がインターネット上で2016年12月18日「天涯苦情申し出」というキーワードで検索すると、検索結果の7割以上が苦情を申し出る方法についての質問であった。

しかし、北京百度インターネット科学技術会社VS殷某名誉侵害事件や北京王海VS天涯侵犯名誉権事件の判決からみると、プロバイダに対し実質的に権利侵害の状況が説明できれば、侵權責任法第36条を適用して、プロバイダの責任が認められる場合もあると考えられる。

よって、通知の内容に関する規定では、日本のプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを参考にし、通知内容には氏名、有効な連絡方法、侵害された権利と理由、事実概

要と書き込みがあったURL、希望する対処措置を規定すれば充分であろう。被害者に、書き込みがガイドラインの何条を違反しているかを書かせることは、被害者に過度な負担をさせるものであろう。

そのほか、日本のガイドラインは、申立てがあったときの対応をプロバイダに正しく判断させるため、ガイドラインの中に判例を取り上げて説明している。このような説明は、ある程度プロバイダの理解ミスを減少できる。

終わりに

中国の判例から見ると、被害者からの苦情通知はプロバイダが責任を負うかどうかの重要判断基準となる。故に、被害者が自分の権利を守るため、プロバイダに苦情を正確に通知することは大事な要件である。しかし、侵權責任法第36条では、プロバイダの免責条件については規定しているが、被害者からの通知の内容、方法の詳細について規定していない。故に、Weiboの管理規定と天涯電子掲示板管理規定を比較すると、苦情申し出の内容が大きく異なっている。その結果、利用者が自分の権利を守る場合の、通知に必要な内容をよく理解できず、自分の権利を確実に守ることができないということも生じている。被害者の救済に対しての保護規定が不足している問題を解決するため、苦情通知に関する細かい規定が必要であると筆者は考えている³⁸。

これまでみた判例から分析すると、権利侵害の状況が説明できれば、中国では、侵權責任法第36条が適用され、日本ではプロバイダ責任制限法第3条による免責される場合に該当するかどうかの判断要素となる。

よって、適切な通知は利用者が自分の権利を守るため、必要な要件である。被害者に過度な負担をさせないため、中国は日本のプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを参考にし、合理的かつ有効な通知内容を早期に規定すべきと筆者は考えている。

参考文献

- 総務省総合通信基盤局消費者行政課『改訂増補版 プロバイダ責任制限法』（第一法規、2014年）
胡凌「评人肉搜索第一案的三个初审判决」法律适用第7期（2009年）
尚媛媛「论网络中侮辱与诽谤言论的不同管理程序」网络时代第4期（2008年）
張新宝 任鸿雁「互联网上的侵權責任『侵權責任法』第36条解讀」中国人民大学学报第4期（2010年）
梁慧星「中国侵權責任法解讀」北方法学第1期（2011年）

³⁸ この通知に関する規定に法的拘束力を持たせるか、あるいは各プロバイダが守ることが望ましい「ガイドライン」の形にするかについては、今後の検討課題としたい。

<http://service.account.weibo.com/roles/guiding> 新浪微博社区管理规定

<http://service.tianya.cn/guize/tsglgd.do> 天涯社区用户投诉管理规定

<http://service.account.weibo.com/roles/zhidu> 新浪微博社区委员会制度

<http://service.account.weibo.com/roles/complaint> 新浪微博社区管理中心

<http://service.tianya.cn/guize/tsglgd.do?classtype=16> 天涯電子掲示板管理規定

<http://service.tianya.cn/guize/tscj.do?classtype=17> 審査員規定

<http://service.tianya.cn/guize/bzguangliguiding.do?classtype=19> 管理者規定

http://www.soumu.go.jp/main_content/000333107.pdf#search=%27 プロバイダ責任制限法名誉
毀損・プライバシー関係ガイドライン